

平成 21 年 12 月 17 日

ご投資家のみなさまへ

野村アセットマネジメント株式会社

上場証券投資信託の上場廃止申請に関するQ&A

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

今回の上場廃止申請に伴い、ご投資家のみなさまには、大変なご迷惑をおかけすることとなり、深くお詫び申し上げます。今後引き続き、更なる NEXT FUNDS の提供サービスに努めてまいり、深くお詫び申し上げます。今後引き続き、更なる NEXT FUNDS の提供サービスに努めてまいり、深くお詫び申し上げます。今後引き続き、更なる NEXT FUNDS の提供サービスに努めてまいり、深くお詫び申し上げます。

さて、今回上場廃止申請をいたしました上場証券投資信託（ETF）に関し、ご投資家のみなさまに、Q&A を掲載させていただきます。Q&A は、今後適宜更新させていただく予定でございます。

【対象となる証券投資信託】

1. NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信（1340）
 2. NEXT FUNDS ブラジル通貨レアル連動型上場投信（1341）
 3. NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信（1342）
- （以下「各ファンド」といいます。）

① なぜ上場廃止の申請をしたのですか？

投資信託として、現在の純資産規模では各ファンドの「基準価額」を対象指標に連動させる運用が行なえなくなると判断したため、やむを得ず上場廃止申請することを決定し、平成 21 年 12 月 16 日に大阪証券取引所に上場廃止申請書を提出いたしました。

② なぜ運用が継続できないのですか？

各ファンドの運用基本方針は、対象指標（日本円に対する外国為替レート）に連動する投資成果を目的として発行された有価証券（指標連動有価証券）のみに投資を行ない、その対象指標に連動する投資成果を目指すこととしておりました。

しかし、設定時と比較して大きく減少している、現在の純資産総額の状況では、今後の有価証券への継続的な投資が非常に困難な状況となっており、各ファンドの基準価額を対象指標に連動させる運用が行なえなくなると判断しているためです。

③ 上場廃止になれば、信託契約が解約されるのですか？

各ファンドの信託約款（投資信託の運用や運営の方法について定めたもの）では、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になった場合、信託契約（ファンド）が終了となる規定になっております。

④ 上場廃止はどのようにして決定するのですか。取引所は関係するのですか？

各ファンドを上場している取引所（大阪証券取引所）が定める上場廃止の基準は、①運用会社の申請によるものと、②運用会社の申請によらないものとがあります。今回のケースは①に相当しますが、上場廃止の最終的な決定は、大阪証券取引所において行なわれます。

⑤ 他のETF で今後上場廃止になるものも出てくるのではないですか？

当社の運用するETF では、現時点で上場廃止を予定しているものはありません。当社といたしましては、今後も「NEXT FUNDS」のラインアップ拡充や利便性の向上などに努めていく方針でございます。

⑥ 上場廃止・繰上償還に向けた具体的なスケジュールを教えてください。

平成21年12月16日に大阪証券取引所に上場廃止申請を行なったことにより、その後、本年12月17日より「監理銘柄（確認中）」に指定され、売買が継続されることとなります。

大阪証券取引所による上場廃止の決定には数週間の期間を要する見込みです。その後、上場廃止が決定され次第、「整理銘柄」に指定され、原則として1ヶ月の間、整理銘柄として売買取引されることとなります。

そして、上場廃止後数週間の買取り期間を経て、各ファンドは償還を迎えることとなります。なお、上場廃止が正式に決定次第、当社ホームページ等で適宜お知らせを掲載する予定をしております。

⑦ 取引所での売買はいつまで可能ですか？

取引所に上場されている間は取引所での売買が可能です。

大阪証券取引所による上場廃止の決定が行なわれた場合、決定後、原則として1ヶ月間整理銘柄として市場で売買が可能です。

⑧ 上場廃止までに取引所で売れなかった場合、どうすればよいのですか？

受益者（ファンドの保有者）の皆様からの買取り請求にて、各ファンドの販売会社である野村證券株式会社にて、①上場廃止後、償還日（信託終了日）までは、買取り請求を受付けた日の翌営業日の基準価額をもとに、②償還日を過ぎた後は、償還時の基準価額をもとに、買取りいたします。

なお、上記いずれの場合でも、野村證券株式会社の営業店に口座をお持ちでない場合は、所定の口座開設手続きが必要となります。

⑨ 上場廃止後の買取りの際、費用はかかりますか？

販売会社が定める率を乗じて得た手数料、および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を徴する場合がございます。

⑩ 分配金はどうなるのですか。2月10日の決算日には受け取れるのですか？

平成22年2月10日までに当該ETFが償還とならなかった場合、通常の決算処理が行なわれ、分配方針に基づいて分配が行なわれます（分配原資がない場合の分配はございません）。

⑪ 上場廃止後にETFの券面はどうなるのですか？

各ファンドは、振替投資信託商品ですので、現在、受益証券（券面）は発行されておられません。振替機関（保管振替機構）の振替口座簿上にて信託財産を表する受益権（口数）が管理されております。

上場廃止が決定された場合、

①振替機関では、上場廃止後も一定期間、各ファンドの受益権について買取り請求の取扱いを行います。期間経過後は振替制度での取扱いは終了となります。なお、振替機関での取扱い終了日から償還日までの期間は、「制度外投資信託」の扱いとなります。

②運用会社では、振替機関での取扱い終了日付にて、振替口座簿上の受益権を表する、制度外投資信託の受益証券（券面）を発行いたします。

振替機関での取扱い終了日から償還日までの期間、及び償還日以降も償還済み受益証券として、販売会社である野村證券株式会社への買取り請求を行なっていただく予定となっております。

※上記受益証券の管理、手続き等につきましては、後日受益者の皆様へご案内いたします。

⑫ これらのETFの乗り換え商品がありますか。乗り換え優遇商品があれば教えてください。

各ファンドの上場廃止が決定し繰上償還となった場合でも、乗り換え商品や乗り換え優遇商品の用意はございません。

⑬ 今後さらに不明な点があれば、どこに問合せたらよいのですか？

各ファンドの売買に関することは、お取引先の証券会社までお問合せください。

商品内容に関することは、当社サポートダイヤル（0120-753104）までお問合わせください。

以上

NEXT FUNDS インド通貨ルピー連動型上場投信

【投資リスク】

当ファンドは、対象指標であるインドルピーの日本円に対する外国為替レートに連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資をします。

当ファンドの価額は、当ファンドが投資を行なっている有価証券の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべてご投資家の皆様に帰属します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「カントリーリスク」などがあります。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。投資信託説明書は、当社インターネットホームページでご覧いただけます。

【当ファンドに係る手数料等について】

平成21年12月17日現在

売買手数料	市場を通して売買される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料が効かり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません)
信託報酬	ファンドの純資産総額に、年0.8925%(税抜年0.85%)以内(平成21年10月28日現在、年0.8925%(税抜年0.85%))の率を乗じて得た額に、公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜40%)以内の額を加算した額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用	◆ファンドの上場に係る費用(平成21年10月28日現在) ・上場手数料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上記の他、新規上場に際して、52.5万円(税抜50万円)の費用があります。 ◆組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、対象指標に係る商標使用料、監査費用等。 ※これらは、信託財産中から支弁され、当該ETF保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。(当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。) ◆信託の設定・交換 ・申込手数料:ファンドの追加設定のお申込みの際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。 ・交換手数料:ファンドと現物有価証券を交換する際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。 ※当ファンドの「申込手数料」「交換手数料」は、販売会社ごとに異なりますので、その上限額を表示することができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

NEXT FUNDS ブラジル通貨レアル連動型上場投信

【投資リスク】

当ファンドは、対象指標であるブラジルレアルの日本円に対する外国為替レートに連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資をします。

当ファンドの価額は、当ファンドが投資を行なっている有価証券の値動きによる影響を受けますが、これら

の運用による損益はすべてご投資家の皆様に帰属します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「カントリーリスク」などがあります。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。投資信託説明書は、当社インターネットホームページでご覧いただけます。

【当ファンドに係る手数料等について】

平成21年12月17日現在

売買手数料	市場を通して売買される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がわかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません)
信託報酬	ファンドの純資産総額に、年0.8925%(税抜年0.85%)以内(平成21年10月28日現在、年0.8925%(税抜年0.85%))の率を乗じて得た額に、公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜40%)以内の額を加算した額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用	◆ファンドの上場に係る費用(平成21年10月28日現在) ・上場手数料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上記の他、新規上場に際して、52.5万円(税抜50万円)の費用があります。 ◆組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、対象指標に係る商標使用料、監査費用等。 ※これらは、信託財産中から支弁され、当該ETF保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。(当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。) ◆信託の設定・交換 ・申込手数料:ファンドの追加設定のお申込みの際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。 ・交換手数料:ファンドと現物有価証券を交換する際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。 ※当ファンドの「申込手数料」「交換手数料」は、販売会社ごとに異なりますので、その上限額を表示することができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

NEXT FUNDS ロシア通貨ルーブル連動型上場投信

【投資リスク】

当ファンドは、対象指標であるロシアルーブルの日本円に対する外国為替レートに連動する投資成果を目的として発行された有価証券のみに投資をします。

当ファンドの価額は、当ファンドが投資を行なっている有価証券の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべてご投資家の皆様に帰属します。また、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「為替変動リスク」、「カントリーリスク」などがあります。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。投資信託説明書は、当社インターネットホームページでご覧いただけます。

【当ファンドに係る手数料等について】

平成 21 年 12 月 17 日現在

売買手数料	市場を通して売買される場合、取扱い第一種金融商品取引業者(証券会社)が独自に定める売買委託手数料がわかり、約定金額とは別にご負担いただきます。(取扱会社ごとに手数料率が異なりますので、その上限額を表示することができません)
信託報酬	ファンドの純資産総額に、年0.8925%(税抜年0.85%)以内(平成21年10月28日現在、年0.8925%(税抜年0.85%))の率を乗じて得た額に、公社債の貸付を行なった場合は、その品貸料の42%(税抜40%)以内の額を加算した額が、お客様の保有期間に応じてかかります。
信託財産留保額	ありません。
その他の費用	◆ファンドの上場に係る費用(平成21年10月28日現在) ・上場手数料:新規上場時の純資産総額に対して、及び追加上場時の増加額(毎年末の純資産総額について、新規上場時及び新規上場した年から前年までの各年末の純資産総額のうち最大のものからの増加額)に対して、0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上場の年賦課金:毎年末の純資産総額に対して、最大0.007875%(税抜0.0075%)。 ・上記の他、新規上場に際して、52.5万円(税抜50万円)の費用があります。 ◆組入有効証券の売買の際に発生する売買委託手数料、対象指標に係る商標使用料、監査費用等。 ※これらは、信託財産中から支弁され、当該ETF保有期間中に間接的にご負担いただく費用となります。(当該費用については、運用状況により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。) ◆信託の設定・交換 ・申込手数料:ファンドの追加設定のお申込みの際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。 ・交換手数料:ファンドと現物有効証券を交換する際には、販売会社が独自に定める額をご負担いただきます。 ※当ファンドの「申込手数料」「交換手数料」は、販売会社ごとに異なりますので、その上限額を表示することができません。

上記の費用の合計額については、投資家の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

※ 詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

商号:野村アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 373 号

加入協会:(社)投資信託協会／(社)日本証券投資顧問業協会